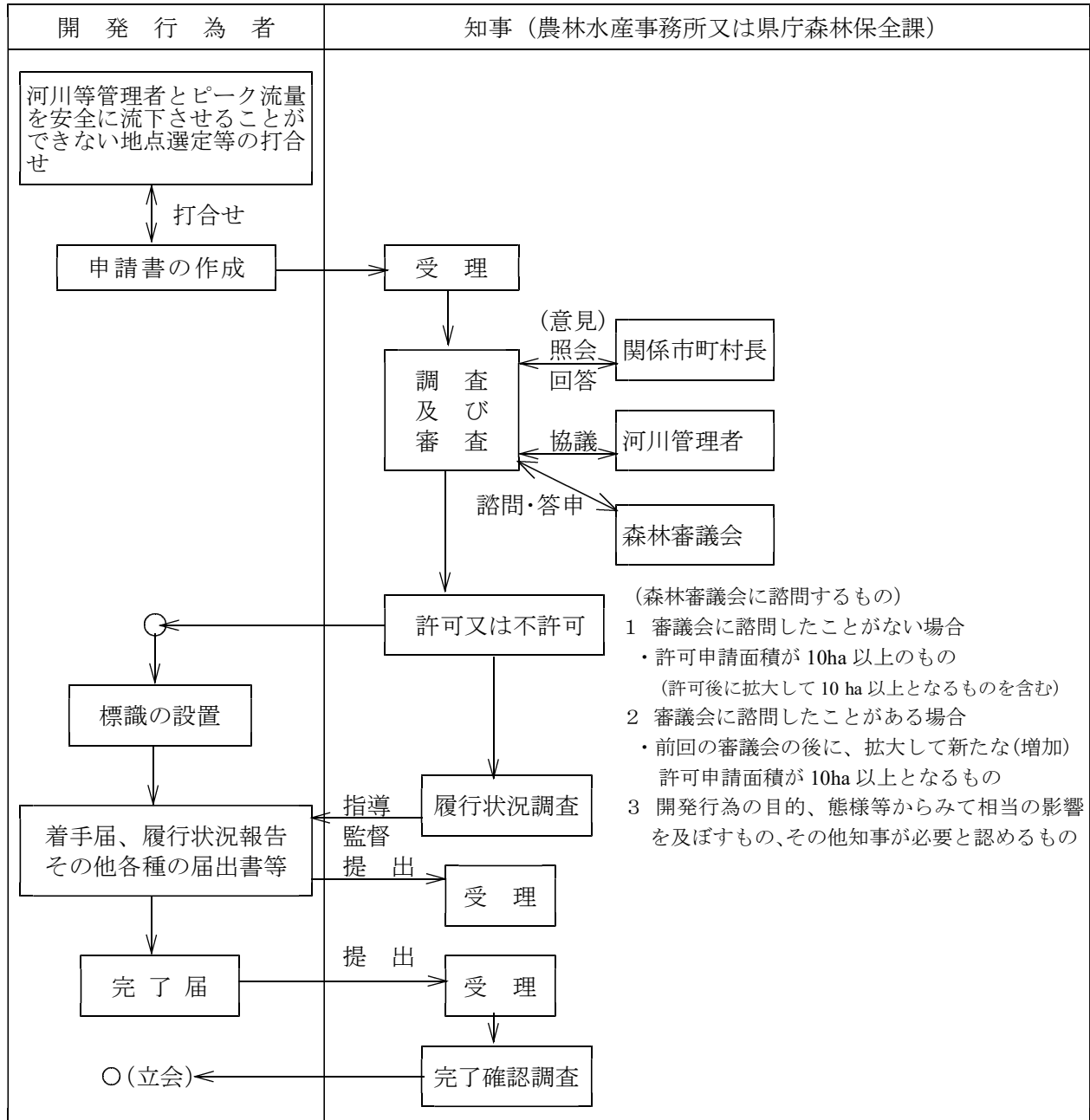


林地開発許可事務の流れ



林地開発許可制度に関する問い合わせ等

担 当 事 務 所 等	電 話 番 号	開 発 行 為 を し よ う と す る 森 林 の 所 在 場 所
尾張農林水産事務所(林務課)	052-961-1658	瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、愛知郡
知 多 " (林務課)	0569-21-8111	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
西三河 " (林務課)	0564-27-2733	岡崎市、刈谷市、西尾市、額田郡
豊田加茂 " (林務課)	0565-32-7398	豊田市、みよし市
新城設楽 " (林業振興課)	0536-62-0547	北設楽郡
" " (新城林務課)	0536-24-1006	新城市
東三河 " (林務課)	0532-35-6176	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
県庁森林保全課	052-954-6452	名古屋市

林地開発許可制度とは

森林を乱開発から守ること及び森林の土地の適切な利用を図ることを目的とし、1ヘクタールを超える森林を開発するときは、知事の許可を受けなければならない制度です。

1 許可を受けなければならない森林

この許可制の対象となる森林は、森林法第5条の規定によりたてられた地域森林計画の対象とされている森林です。

ただし、森林法や海岸法により指定された保安林や海岸保全区域内の森林は、除かれます。

※ 地域森林計画の対象とされている森林の区域は

県庁林務課又は農林水産事務所林務課（新城設楽農林水産事務所は林業振興課又は新城林務課）に備えられている森林計画図により確認してください。（県内の森林は、ほとんどが地域森林計画の対象とされていません。）

2 許可を受けなければならない開発行為

この許可を必要とする開発行為は、

- (1) 道路だけをつくる場合は、幅員が3メートル（路肩部分を除く）を超え、かつ、その開発面積が1ヘクタールを超えるもの
- (2) その他の場合は、その開発面積が1ヘクタールを超えるものです。

なお、この「開発行為」は、「土石の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為」で、人格、時期、実施箇所の相違にかかわらず一体性を有するものです。

3 許可制の適用を受けない開発行為

次に掲げる場合は、この許可制の適用除外とされています。

ただし、(1)及び(3)の場合で、かつ、1ヘクタールを超える開発行為を行うときは、あらかじめ（開発行為に着手する前に）知事と開発行為についての連絡調整をしていただくとともに関係市町村長に伐採届出書を提出してください。

- (1) 国又は地方公共団体が行う場合（国又は地方公共団体とみなす法人を含む）
- (2) 火災、風水害その他の非常災害のため必要な応急措置として行う場合
- (3) 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行う場合

4 許可の要件

開発行為が「申請に係る開発行為を行うことが確実であること」等という「一般的事項」のほか、次の「4つの要件」に当てはまると認められたときに許可されることになります。

(1) 「災害の防止」の要件

開発行為をする森林の有する災害防止の機能が、開発することによって失われ、その森林の周辺の地域において土砂の流出や崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。

(2) 「水害の防止」の要件

森林の有する水害防止の機能が、開発することによって失われ、その森林の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないこと。

(3) 「水の確保」の要件

森林の有する水源かん養の機能が、開発することによって失われ、その森林の機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

(4) 「環境の保全」の要件

森林の有する環境保全の機能が、開発することによって失われ、周辺地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

林地開発許可申請の留意事項

1 申請の前に留意すること

(1) 事業計画区域における公共事業等の確認

- ① 開発行為に係る森林において、過去に公共事業又は補助事業による森林整備等が実施されていた場合、費用額の弁償等が必要になる場合がありますので、事業実施の有無を確認してください。
- ② 問合せ先は、開発行為に係る森林の所在する市町村を管轄する農林水産事務所（名古屋市内にあつては県庁森林保全課）です。

(2) 林地開発許可申請書の提出時期等

- ① 申請書は、「愛知県土地開発行為に関する指導要綱」に基づく協議が成立した後に、関係する他の許認可申請等と同時に提出してください。
ただし、同要綱の適用除外のものは、他の許認可申請等と同時に提出してください。
- ② 申請書の提出部数は、正副2部（許可申請面積が10ヘクタール以上のときは3部）です。
- ③ 申請書の提出先は、開発行為に係る森林の所在する市町村を管轄する農林水産事務所（名古屋市内にあつては県庁森林保全課）です。

2 林地開発許可申請書の作成上の留意事項

- (1) 林地開発許可申請書等の作成は、林地開発審査基準等に基づき、原則として次に示す「申請書及び添付図書の規格等」、「申請書の様式及び記載例」及び「図面作成上の留意事項」により作成してください。
- (2) 「様式及び記載例」等に使用されている主な用語の意味は、次のとおりです。
- ① 「事業区域」とは、開発行為をしようとする土地の区域のことをいいます。
 - ② 「開発行為をしようとする森林」とは、開発行為に係る森林及び残置する森林のことをいいます。（即ち「事業区域に含まれる森林」のことです。）
 - ③ 「開発行為に係る森林」とは、土地の形質の変更を行う森林のことをいいます。
 - ④ 「残置する森林」とは、土地の形質の変更を行わないで保全される森林のことをいいます。
ただし、「残置森林率」とは、残置森林のうち15年生以下の若齢林を除いた面積の開発行為をしようとする森林の面積に対する割合をいいます。
また、「森林率」とは、残置森林及び造成森林の合計面積の開発行為をしようとする森林の面積に対する割合をいいます。
 - ⑤ 「造成森林」とは、土地の形質の変更を行った後に植栽により造成する森林であって、硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除きます。

